

# 平成 27 年度 事業計画書

## □基本方針

公社は、大阪府における地域社会と調和のとれた農業等の振興や、地球環境の保全及び自然環境の回復、良好な生活環境の保全を目指して事業推進を図っている。

現在、公社は、国における農業改革の取り組みの推進、急速に進行する地球規模での温暖化防止対策の重要性の増大、指定管理受託にかかる施設、設備の老朽化、集中豪雨やナラ枯れ被害への対応など、多くの課題に直面している。

また、収支状況については一定の改善はみられるものの、国・大阪府の委託費や補助金の見直し、事業進捗に伴う組織体制の強化や給与改定に伴う人件費の負担増等、今後とも厳しい経営状況が継続するものと考えられる。

こうした中、平成 26 年 10 月に、これら現状の課題により効果的、効率的に対応するため、中期経営計画の目標の再検証を行い、一定の見直しを実施したところであり、平成 27 年度はこの計画の進捗を図ることを基本に、新たな時代の要請にも機敏に対応し、各般の事業を着実に展開することを目指す。

また、将来を見据えて計画的な事業展開と安定的な法人経営を実施するため、平成 28 年度以降の中期経営計画について、検討をすすめるとともに、平成 27 年度末で満了となる「大阪府民の森」及び「大阪府立花の文化園」の指定管理について、次期指定者に応募する。

## I 農地中間管理事業等農地関連事業

公社は、平成 26 年 5 月、「農地中間管理事業の推進に関する法律」による農地中間管理機構として知事の認可を受け、同年 6 月から事業を開始している。

農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題がある中で、農業の構造改革をさらに加速させていくため、国において制度化され、その事業展開は各方面から注目を集めている。

事業展開にあたっては、大阪農業の特性を生かしながら、

- ・農地の集積・集約化の推進による経営基盤の強化
- ・農地の遊休化の防止による農空間の保全・活用

を基本理念として、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、その推進を図る。

また、大阪府の実施する都市住民や企業が新たに農業参入しやすくするための「参入支援事業」などの取り組みとも連携を図り、都市型の中間管理機構としての役割を担う。

併せて、農地中間管理事業の対象とならない農業振興地域以外の農空間の保全についても、大阪府との調整を図りながら必要な取り組みを進めることとする。

大阪の農業の振興を図る上で、公社の役割は非常に大きな期待をされている。農地中間管理事業を中心に、担い手農家をはじめ、都市住民や企業の農業参入のための農地確保を行い、遊休農地の解消を図るとともに、就農希望者への支援等、新たな農業の担い手確保に努め、都市農業と農空間の保全を進める。

## II 自然環境保全関連事業

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、人々が樹木や草花などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感し、教育的機能や福祉的機能の利用機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を進める施策を展開している。

公社は、これらの施設の拠点として整備された「大阪府民の森」、「大阪府立花の文化園」について、平成 23 年度から 5 年間、指定管理者として運営管理に取り組んでいる。また、平成 25 年度からは、「府立金剛山登山道駐車場」の指定管理として、5 年間の契約で駐車場管理を行っている。

これら施設については、利用者の安全、安心を確保し、誰もが楽しめる施設を基本に運営管理を行っていく。特に、施設の経年劣化や自然災害等に的確に対応することに留意し、大阪府と連携し、計画的に施設の改修・改善に取り組む。また、施設の魅力の向上をめざし、フィールドを活用した様々なメニューによるイベントの効果的实施や情報発信機能の充実に努める。

府民の森については、大阪府と協議しながら、緊急の課題である「ナラ枯れ」対策に引き続き取り組むとともに、老朽化が激しい北キャンプ場の運営方法の変更を行う。

花の文化園については、開園 25 周年を迎えることから、園内外の各種イベントを通じてアピールするとともに、公社直営事業であるレストラン、売店等については、来園者のサービス向上を前提として、収益性の向上に努める。

## III 地球温暖化防止活動推進支援等事業

地球温暖化による将来予測について、昨年度 IPCC 第 5 次評価報告者が公表され、温暖化の原因となる CO<sub>2</sub> 排出量を削減する施策の推進が強く求められている。地球温暖化の防止活動の推進は、地球規模での重要かつ緊急の課題となっている。

公社では、環境省の事業の活用や全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という）との連携を図りながら、CO<sub>2</sub> 排出量の増加率の高い民生部門での削減にむけた取り組みを実施している。

平成 27 年度においては、引き続き地域での、地球温暖化防止活動基盤形成事業の積極的な取り組みを行うとともに、全国センターの推進する「家庭エコ診断事業」を実施するなど、家庭における温室効果ガスの削減のための取り組みを進める。

カーボン・オフセット制度は、地球温暖化対策の方策として、CO<sub>2</sub> 削減・吸収によるクレジットを購入して、地域に利益を還元する仕組みであり、府民への啓発効果も大きいと考えられる。このため、平成 25 年度に設置した「近畿 J-クレジット等推進協議会」の運営により、府民参加によるカーボン・オフセット制度の普及をめざす。また、制度の周知と府民の理解の浸透を図るため、あらたにカーボン・オフセット付きのイベント支援策を検討する。

## □事業概要

### 1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府内の農地は、高齢化や耕作離れにより、担い手不足や農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、平成26年にこれまでの農地保有合理化法人から農地中間管理機構に移行したところであるが、国や大阪府の農業施策と一体となり、関係機関とも連携して、農地の有効活用、農空間の保全の取り組みを推進する。

また、これまでのノウハウも活用しながら、農地の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう支援を行う。

#### （1）農地中間管理事業等

農地中間管理事業は、「大阪府農地中間管理事業 平成27年度事業計画」に基づき実施する。

農業振興地域以外の農地は、大阪府内の円滑化団体や農空間保全委員会と十分に協議し、関係機関と連携して、貸借や市民農園の開設等にかかる手続きの支援、指導を行う。

平成27年度における、農地中間管理事業等で新たに行う農地の貸借の面積は15haを目標とする。

また、大阪府の実施する、都市住民や企業が新たに農業参入しやすくするための「参入支援事業」や都市住民が小規模な耕作地でも農業経営できる「準農家制度」、農と福祉の連携をめざす「ハートフル企業農の参入促進事業」などの取り組みとも連携を図り、都市型の中間管理機構としての役割を担う。

#### （2）就農支援事業

公社は、これまで障がい者の職域拡大を目指す特例子会社や、高齢者の生きがい、就労を目指すNPO等の農業参入を数多く支援し、農地の貸借に結びつけてきた。

企業等の農業参入の動機は障がい者雇用に代表される「農と福祉の連携」、野菜残渣等のリサイクルを目指した「循環型、環境保全型農業」への参入、また農産物の加工・流通分野からの、「売れる農産物」の販売拡大を目指した農業参入など多様である。公社はこのようなさまざまなニーズに対応し、農業参入を支援する。

昨年から大阪府は「ハートフル企業農の参入促進事業」を展開しており、公社としても今まで培ったノウハウを活かし、大阪府とともに同事業の推進に取り組む。

#### ハートフル企業農の参入促進事業

障害者の雇用・就労を通じて農業分野への参入しようとする企業等を支援し、その実施により雇用機会の拡大を図るもの。

事業の内容は、企業等の参入を促すため、研修実施や大阪府障がい者雇用促進センターの専門家の派遣を行うとともに、適した農地の選定し利用権設定の調整を行う。

### (3) 農地関連事業

大阪農業においては、企業の農業に参入する動きや、農業の裾野の広い産業構造に着目した福祉分野からのアプローチ等、多様な担い手の参画が考えられることから、公社が農地保有合理化法人として培ってきたノウハウを活用し、大阪農業の新たな展開を促進するため、農地中間管理事業との連携を図りながら、農業の振興、地域の活性化に向けた情報提供や企画案提示等のコンサルティング、技術指導業務を行う。

特に、岸和田市丘陵地区まちづくり協議会の農整備推進委員会において、公社は住民参加の整備を促進するため、岸和田市が主催する講演会のコーディネータ等を務めるとともに、市と連携して地元農家への啓発や企業参入の情報提供等を行ってきた。平成 27 年度は、26 年度に引き続き岸和田市丘陵地区の「人・農地プラン」の作成支援を行うとともに、丘陵地区への農業参入をエントリーした企業への情報提供やコンサルティングを受託する。

## 大阪府農地中間管理事業 平成 27 年度事業計画

### 1 基本方針

平成 27 年度の農地中間管理事業は、大阪府の制定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り、多様な担い手への農地の集積と集約を推進するとともに、遊休農地の解消及び予防に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することを旨とする。

また、事業の推進にあたっては、大阪府の「都市農業の推進に及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「条例」という。）、市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

### 2 事業推進の考え方

#### (1) 事業の推進方向

中間管理事業の推進は、

- ① 面的広がりのある農地を対象に集積・集約化を図り担い手の農業経営基盤の拡充を目指すため、行政や地域農業関係団体と連携して実施する取り組み
- ② 遊休農地やそのおそれのある農地を担い手に提供し、遊休農地化の未然防止、農地の保全・活用を目指すため、地域での調査や地権者からの申し出を受けて実施する取り組みを並行して実施するものとする。

#### (2) 重点的に事業を実施する区域

次に掲げる区域において、重点的に事業を実施するものとし、条例に基づき大阪府、市町村、農業委員会、JA 等で構成される各市町村の「農空間保全委員会」に農地中間管理機構として参画し、関係機関と連携を強化するとともに情報の共有を図る。

- ① 人・農地プランの策定区域
- ② 条例により指定された遊休農地解消対策区域
- ③ 基盤整備の完了区域

#### (3) 平成 27 年度重点対象地区の指定

重点的に事業を実施する区域のなかで、特に早期の取り組みが求められる地区を、大阪府と協議し、平成 27 年度重点対象地区として指定し、関係機関の連携を強化し、事業活用に向けて積極的な働きかけを行う。

### 3 事業目標

平成 27 年度の新規農地貸借の面積は 15ha 以上を目標とし、借受希望者の面積に合わせるように努めるものとする。

### 4 借受希望者の公募

借受希望者の公募は、平成 27 年 6 月に実施することとし、事業の進捗に応じ必要が生じた

場合は追加で実施する。

## 5 農地の借受

農地の掘り起こしについては、地域にでかけ会議や会合で制度の説明を実施するとともに、府や市町村、農業委員会等農業関係団体と連携し、借受が可能な農地の発掘に努める。

- (1) 重点対象地区においては、府農と緑の総合事務所や市町村と連携し、人・農地プランの作成や変更を促進する等積極的に働きかけを行う。
- (2) 農地パトロールや遊休農地の所有者への意向調査を行う農業委員会と緊密に連携し、農地所有者からの借入を促進する。
- (3) この他農地所有者から広く農地の貸出の申し入れを受け入れる。このため、制度の説明パンフを関係機関を通じて広く配布する他、平成 26 年度の実績をわかりやすくまとめ、制度説明の活用や、行政の広報誌や農業関係団体の機関紙への掲載を依頼する。

## 6 農地の貸付

農地所有者から貸出申出のあった農地について、速やかに借受希望者へ紹介し、現地案内等を行う。またこれら機構業務の一部を市町村や地域組織に委託することにより、円滑な事業推進と迅速な事業展開を確保する。

このため、事業についての理解と受託の承諾を求める働きかけを市町村に行う。

## 7 農地耕作条件改善事業（ミニハード）等の実施

農地の集積・集約のより一層の促進、担い手の耕作条件の改善をすすめるため、必要な場合は農地耕作条件改善事業（ミニハード）等の実施を検討する。

## 8 事業の審査と評価

農地中間管理権の取得、農地利用配分計画の作成にあたっては、機構内部の「農地中間管理事業審査会」に附して審査し、決定する。

「農地中間管理事業評価委員会」を開催し、事業内容について評価を受けるとともに事業推進にあたっての意見を求める。

## 9 事務の適正で正確な執行

農地中間管理権を有している農地にかかる、管理・保全、賃料等の徴収・支払い業務を適正かつ正確に執行する。

今後の件数増加に備え、システム化や業務の一部委託について検討を加える。

## 2 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府民の森北河内地区、中河内地区、南河内地区の管理運営は、安全確保を最優先として、利用者の利便性や楽しさの向上を図りながら、収益事業の展開を図る。

また、共同事業体の NPO 里山サロン、府民の森ボランティア NPO 日本パークレンジャー協会と多様な自然体験プログラムを提供する。

### 大 阪 府 民 の 森

地区名	園 地 名	面積(ha)	主 要 施 設	所在地
北河内 地 区	くろんど園地	105	<u>バーベキュー場</u>	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・ <u>登攀壁</u> ・ <u>有料駐車場</u> 等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ <u>ウォークボード</u> 等	四條畷市
	小 計	259		
中河内 地 区	くさか園地	50	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	158	森のレストハウス・ <u>ツツジ園</u> 等	東大阪市
	みずのみ園地	10	芝生広場等	八尾市
	その他（管理道敷など）	61	らくらく登山道等	東大阪市
	小 計	341		
南河内 地 区	ちはや園地	13	<u>キャンプ</u> ・ <u>バーベキュー場</u> ・ <u>星と自然のミュージアム</u> 等	千早赤阪村
合 計		613	以上8園地（ほりご園地を除く）	

注）「主要施設」欄の下線表示施設は利用料金制の施設

#### (1) 安全で快適な施設管理

府民の森の施設は、近年の台風被害により老朽化に拍車がかかっている。

くろんど園地キャンプ場、木製大型遊具などは設置目的に沿った利用ができなくなった。

このため、日常の点検、パトロールを入念に行うとともに、園路、ベンチ等の施設、機械設備など多岐にわたる修繕業務について、園地職員による迅速な修繕・補修作業により、利用者の安全、快適な利用に努める。

また、掲示板、案内標識により、利用上の注意喚起を適切に行い、安全確保に努める。

くろんど園地キャンプ場については設備の老朽化が著しいため、運営方法を変更する。

「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全面での配慮が必要な施設については、計画的な補修に取り組む。

以上のほか、年2回の一斉施設点検結果と随時の施設点検結果を大阪府に報告し、災害復旧、施設改修を始め、安全確保対策について、協議、要望を行っていく。

また、北河内地区・中河内地区では、ナラ枯れによる被害が蔓延しており、これに伴う枯損木の除去について、共同事業体の大阪府森林組合と協力して、迅速な伐採作業を実施し、倒木や落枝による人身事故発生の防止を図る。

## (2) 魅力ある府民の森の運営

近年の府民の森の利用者満足度は 95%前後と高い。平成 27 年度も利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

自然体験イベントについては、共同事業体の NPO 里山サロン、府民の森を主な活動地としている NPO 日本パークレンジャー協会とともに、子どもから大人まで参加できるなど多様なプログラムを提供する。

また、伐採木の活用によるシイタケ榎木づくりイベント、園地の多様な生物を紹介するなど府民の森の魅力をあまねく発揮していき、経営目標に掲げた自然体験プログラムの参加者数と利用者満足度の達成に努める。

このような園地魅力の情報は、平成 25 年度より開始した各園地のブログにより随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB 情報媒体等の多様な広報媒体を活用し、広く府民に発信していく。

## (3) 府民の森自主事業

生駒山元気な森づくり事業として、平成 24 年度に今後の生駒山系の植生管理のあり方について大阪府に提言を行い、森林施業についての調査研究と検討会を終了した。

平成 25 年度からは、森林施業に移行し広葉樹の間伐を主とした森林整備を行い利用者に快適な森林景観の提供に努めた。

平成 26 年度においては、北河内地区並びに中河内地区におけるナラ枯れの蔓延による枯れ木の伐採に労力と費用を要することとなった。

このため、利用者の安全対策に万全を期すために、森林整備については規模を縮小し、緊急を要するナラ枯れ対策を優先して実施した。

平成 27 年度においては、26 年度と同程度の 3.0ha の森林整備を実施していく。

なお、森林整備の過程で発生した伐採木やナラ枯木などを原料に薪を生産し、販売する。



### 3 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

#### (1) 府民の森直営事業

府民の森の管理運営経費は、大阪府からの委託料に加え、公社の公益目的財産を相当額費消している。これを補てんし、公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や、新規収益事業の開発に努める必要がある。

平成27年度においては、府民の森等を活用した多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、「まるごとハイキングマップ」、飲食物の販売などを展開し、利用者へのサービス提供と収益確保を図る。

平成26年度に金剛山の生き物をわかり易く紹介した小冊子「金剛山の植物Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と「金剛山の野鳥」を作成した。

本年度は、金剛山の来訪者に積極的に販売するとともに、観察会などのイベントにおいて教材として販売していく。

#### (2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

平成25年度から指定管理者となった府立金剛登山道駐車場の運営については、ロープウェイや香楠荘などの山頂施設と連携したイベントを開催し、集客の向上に努める。

また、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業、ブログによる道路情報の提供などキメ細かなサービスの提供に努め、当駐車場の利用者の確保に努める。

さらに、夏季繁忙期の集客力向上のため、隣接溪流を利用した水遊び場を森林所有者の協力を得て整備し、マスのつかみ取り大会を開催するほか、「清流で遊べる駐車場」として紹介していく。

##### 府立金剛登山道駐車場

所 在 地	南河内郡千早赤阪村千早 1330-2	
施設の種類及び規模	第1駐車場（ロープウェイ下） 15,276 m <sup>2</sup> （182台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、管理棟1棟）	
	第2駐車場（バス停前） 18,012 m <sup>2</sup> （160台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、バスロータリー）	
	駐 車 場 料 金	普通自動車 600円／1回 大型バス 1,200円／1回

#### 4 大阪府立花の文化園管理運営事業（実施事業等会計2）

公社は、花の文化園施設の持つ機能を最大限生かし、NPO 法人フルル花と福祉の地域応援ネット(以下「NPO フルル」という。)と共同して植物の収集展示、多彩な催事、園内ガイドを強化するとともに、来園者に愛され魅力ある施設を基本とし、地元自治体や教育・福祉団体との連携を行い、地域に貢献する施設づくりを目指す。

平成 27 年度の入園者数の目標は、河内長野市が整備した「奥河内くろまるの郷」が平成 26 年 11 月に開所されたことにより、駐車場は大幅な台数の減と共用使用となり、行楽シーズンの集客に制約を受けることになった。そのため、入園者数の目標を 135,000 人とするが、地域での共同イベントに参加するなど“でかける花の文化園”を重点目標に加え、これをあわせた 190,000 人の実績を目指す。

また、府立花の文化園が開園 25 周年を迎えることから、園内外の各種イベント等を通じてアピールを行う。

花の文化園の概要と目標

所在地	河内長野市高向 2292-1
面積	約 10ha
主要施設	花壇・大温室・梅園・バラ園・ぼたん園・大阪ふるさとの花園 研究室・花の工房・イベントホール・センター棟
目標入園者数	135,000 人
でかける文化園事業	55,000 人

##### (1) 充実した植物展示と多彩な催事

装飾花壇や大温室の維持管理に加え、季節ごとの見所である「バラ園」「ぼたん園」「梅園」「アジサイ園」「クレマチス園」等、継続した植物展示の充実を図るとともに、集客力のある人気植物の春のクリスマスローズ、黄花スイセン、チューリップ、夏のヒマワリの植栽・展示を行う。

さらに、他の植物園では見ることが出来ない皇帝ダリアハイブリット、エキウム類の展示規模を拡充する他、「大阪ふるさとの花園」の隣接地には、森林、疎林、草地、湿地等環境の異なるエリアを再現し、多様性保全事業のメインエリアとして、絶滅危惧種を中心とした植物の展示を行う。

イベントホールでは、花の園芸に関する展示や花に関わる各種コンテスト等、府民が参加しやすいイベントを実施する。

また、“見どころマップ”とガイド説明の連動性を充実し、定例ガイドツアー、定点ガイド、専門ガイドを引き続き実施して、ガイド付き植物園として確立する。

##### (2) でかける花の文化園の展開

平成 26 年度から実施した“でかける花の文化園”は、園外において花の文化園の魅力と役割を伝えることにより、一層の来園者を呼び込むための重要な役割を担っている。

平成 27 年度も年次計画を作成し、地域のイベントや学校・施設等に出向いて「花の文化」を発信するとともに、園の専門性やマンパワーを生かした街の緑化や花づくりの取組を積極的に展開する。

また、大阪府の花に指定されている「サクラソウ」や園固有の「皇帝ダリアハイブリッド」の園外での展示を行い、広く府民に PR を行う。

さらに、ホームページにタイムリーな案内と、フェイスブックの活用による情報発信を掲載し、府民が訪れたいくなるような内容に充実する。

平成 26 年度公開した「デジタル花図鑑(花の散歩道)」は更なる花の魅力の情報発信を強化し、花の文化園の効用をより波及させる。

### (3) 幅広い府民との協働

共同事業者である NPO フルルは、270 名の会員数が多彩な活動を担い、園の活性化に取り組む運営を行っている。

平成 27 年度は、「花いっぱい街づくりボランティア養成講座」を継続して実施し、花や緑のボランティア活動に携わる人材を育成し、園内や地域で緑を育てるコミュニティ活動を支援する。

花いっぱい街づくり活動の一環である「クリスマスローズ大作戦」等の活動によって構築されたネットワークを活用し、花の文化園ならではの種苗配布や育成指導、情報提供を行い、地域での花のある街づくり活動に貢献する。

また、河内長野市との協働街づくりのシンボルである、テラコッタドールを定着させるため、普及を図るための支援活動を行う。

### (4) 「奥河内くろまろの郷」との連携

平成 26 年 11 月にオープンした「奥河内くろまろの郷」はビジターセンター、イートイン工房、JA の直売所等の施設機能を有しており、これら施設と連携して集客の拡大と運営の効率化を目指す。

平成 27 年度は、共同の体験プログラムメニューを企画し、それぞれの施設が保有するチャンネルを統合した一体的な宣伝・営業活動を展開して、オフシーズンや平日での集客拡大を図る。

### (5) 教育施設・福祉施設等との連携

教育委員会や学校・保護者と連携した「学校ガーデニング事業」を継続して実施するとともに、夏休み子ども講座や写生大会など、これまで取り組んできた教育的役割を進め、花の文化園の機能と魅力をアピールするための事業を推進する。

また、障がい者のための施設利用を促進するとともに、花との触れ合う機会を促すため、NPO フルルと連携して福祉施設の園芸活動を支援するとともに、府内授産施設と共同して授産品の展示、販売会を行う等、福祉施設と連携した事業を行う。

## 5 大阪府立花の文化園直営事業（その他会計2）

### (1) 集客性の高いイベント開催

集客力の大きい「フルルマーケット」の開催を実施するとともに、平成25年度から取り組んできた定例イベントを継続して行う。

第1日曜日に定例イベントとして実施してきた「奥河内ハンドメイドの日」は「奥河内くろまろの郷」との共同開催を行うため、開催日の調整を行い実施する。

○フルルマーケット 年3回

○定例イベント 第2日曜日 「フルルの日」

第3日曜日 「コスプレの日」

### (2) 直営売店

「奥河内くろまろの郷」で販売する物品との調整を図るため、園の展示植物と関連付けた物品販売を行うなど、販売物品の見直しを行い、個性化とコスト削減により、効果的な販売力を高め収益性の向上を目指す。

### (3) レストラン

花に囲まれたレストランという立地を活かし、居心地のよい雰囲気作りを進め、来園者のサービスの向上に努める。

また、メニューの見直し、テイクアウトメニュー、喫茶メニューの充実により経営の安定と収益性の向上に努める。

## 6 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により大阪府知事の指定をうけた「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」（以下「大阪センター」という。）として、環境省や全国センターとの連携により、次の地球温暖化防止活動支援事業を実施する。

併せて、平成27年度の環境省事業である「地域における地球温暖化防止活動促進事業」を活用し、CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みを進める。

### (1) 地球温暖化防止活動推進員の活動に対する支援

大阪府が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）の地域活動を支援するため、推進員のデータベースを活用し、各団体の要望に応じた活動、学校での出前授業及び市町村等で実施する行事への協力など、要請に応じた推進員を派遣する事業を実施する。

○平成26年度委嘱推進員数 117名（平成26年10月現在）

#### ① 地域で活動するNPO支援・連携促進事業（環境省補助事業）

団体や推進員等を構成員としてコンソーシアムを設置し、地域の実情に沿った温暖化防止活動対策を推進する。

また、大阪センターはCO<sub>2</sub>の削減量を“見える化”し、事業効果の測定等、コンソーシアム事業の進行管理、取りまとめを行う。

### (2) 府民への普及啓発

推進員や環境NPO、市町村などと連携しセミナーやシンポジウムの開催、環境イベントへのブース出展、大阪センター情報誌「えこっと OSAKA」の発行等地球温暖化防止活動に関する普及啓発活動を実施する。

○えこっと OSAKA 発行部数：10,000部（年4回発行）

配布先：関係機関・個人約900箇所

○イベント出展数 10件

#### ① 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助事業）

大阪府域の地球温暖化防止活動の推進に向けた基盤形成を図るため、CO<sub>2</sub>削減と節電の取り組みについて、推進員と連携した出前講座や環境イベントを開催するとともに、家庭に対し電力の“見える化”機器等を貸し出し、家庭内での節電行動を支援する。

○電力測定機器貸出数 20件

#### ② うちエコ診断を活用した家庭部門の排出削減

家庭から排出される温室効果ガスを定量化し、太陽光発電、エコリフォーム、エコ家電、日常のエコ活動など家庭での取り組みごとに温室効果ガス削減量と対策費用、投資回収見通しを提案する“うちエコ診断”を実施する。

平成 27 年度も、環境省の「家庭エコ診断事業」の実施主体に応募して、希望する家庭に対して実施し、節電や省エネの取り組みを推進するとともに、関西うちエコ診断推進協議会と連携し、円滑な事業の遂行に努める。

○うちエコ診断実施件数 200 件

(3) 大阪府等との連携・共同

日常生活や事業所活動で資源エネルギー消費を抑制する具体的な実践活動を取り組む「豊かな環境づくり大阪府民会議」に参画し、大阪センターとして、大阪府における豊かな環境づくりにむけた行動目標に協力する。

また、市町村における地球温暖化防止活動計画の策定に参画し、事業推進の連携を行う。

## 7 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や市町村等から各種の環境計画の策定や大規模事業に伴う環境監視、その他環境行政の推進に資する事業を受託し、適正な執行に努める。

### (1) カーボン・オフセット推進事業

カーボン・オフセット制度は、地域振興や地球温暖化対策に貢献できる取り組みとして広く普及促進を図ることが重要である。

平成25年度に環境省の受託事業で設置した「近畿地域カーボン・オフセット推進ネットワーク」（近畿J-クレジット等推進会議）については引き続き国の補助事業として特定地域協議会の指定を受けるとともに、構成員である大阪府、大阪市や近畿の地球温暖化防止活動推進センター、関係団体との連携を図りながら、NPOや中小事業者等が積極的に国の補助金を活用して商品及びイベント等のカーボン・オフセットを実践できるよう支援を行う。

併せて、カーボン・オフセット制度活用の仲介機関として、中小事業者のCO<sub>2</sub>の排出削減シーズの掘り起こしや、様々なカーボン・オフセット事業に提案応募をするなど、J-クレジット等の需要創出を図る。

また、制度の周知と府民の理解の浸透を図るため、新たたにカーボン・オフセット付きのイベント支援策を検討する。

### (2) 環境監視等調査

箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地区画整理事業」区域に生息する貴重な動植物及びその他の生物への影響について調査を行う。

平成27年度も引き続き、オオタカのモニタリング調査、営巣木のアカマツ保全対策等について、大阪府から受託して行う。

### (3) プロポーザル方式による競争的資金等の確保

環境調査等の事業については、一般競争入札やプロポーザル方式により実施されていることから、これまでのカーボン・オフセットや省エネ診断などの実績と経験を踏まえ、CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断等に積極的に応募し、競争的資金の獲得に努める。